

I 事業報告

第 6 期(平成 27 年度)の事業報告は、次の通りである。

平成 27 年 11 月 1 日、前代表理事の長谷公人氏が小平市民プラザにて「非営利活動を支える仕組み・方法～草の根事業を育てる～」と題する依頼講演を行った。

27 年度事業計画の通り、第 2 期より実施してきた草の根育成助成を引き続き行った。

医療・福祉分野は「平成 26 年度草の根育成助成」の申請事業から前期に選定を行った 12 事業に対し 1,653,000 円の助成金を交付した。また、「平成 27 年度草の根育成助成」の選考を行い、7 事業を助成先として選定した。

スポーツ分野は、前期に選定を行った 3 事業に対し 383,000 円の助成金を交付した。また「平成 27 年度草の根育成助成」の選考結果に従い 2 事業を助成先として選定した。

以上のことから、当財団が目的とする「子どもから高齢者まで 市民一人ひとりが自立（自律）し、それら各人が互いに尊重し、助け合い、共に生き生きと暮らす社会を築き、より心豊かな市民生活が実現する」ための一助として助成した結果、助成先の活動を支援することができた。また、人とのつながり・交流を促進し拡大深化していく試みの必要性が浮き彫りになってきた。

平成 27 年度事業計画に当たっては、この課題に対して新たな事業として報告交流会実施事業を計画し、平成 28 年 1 月に平成 23 年から 27 年までに草の根育成助成を交付した 70 事業(51 団体)に『草の根事業育成助成』事業成果報告・交流会開催ご案内』を郵送し、5 月 14 日に第一回の集会を実施した。詳細は、後述の【詳細報告～報告交流会事業】に記述する。

【平成 27 年度 草の根育成助成 募集要項】

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために活動する財団法人です。これらを達成するための助成金制度として、平成 26 年度は下記の通り助成対象事業を募集します。

1. 助成対象事業

平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに行われる、東京都（島しょ部を除く東京都）で行われる事業

事業で下記分野に属する事業

【医療・福祉分野】

医療・看護・介護・福祉領域固有の、あるいは複数の領域に重なる問題を解決するために取組んでいるプログラム事業

また、他団体などのモデルケースに成長していくことが期待されるこれらの分野に関わる調査研究事業

【スポーツ分野】

運動・スポーツ活動における問題・課題を解決するために取組んでいるプログラム事業

また、東京都多摩地域で起こっている地域問題を運動・スポーツを用いて解決しようとする

プログラム事業

2. 募集対象者（応募資格）

東京都に拠点を有する非営利活動法人（社団法人、財団法人等）及び任意団体

3. 助成期間

平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

4. 助成額と補助率

1 事業あたり 50 万円を上限

補助率は 50%

5. 助成対象経費

事業に直接関係のある全ての経費。

人件費、交通費、宿泊費、備品購入費、消耗品費、広告宣伝費、印刷資本費、通信運搬費、
賃借料、会場費、委託費、保険料、雑費

6. 申請方法

（1）申請書類

所定の「平成 27 年度草の根育成助成交付申請書」

（2）申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の
手引きなど必要書類をダウンロード

②手引きに沿って必要書類を作成

③必要書類を当財団宛にご郵送若しくはご持参の他、E メールにて提出

7. 申請受付期間

平成 27 年 5 月 20 日（火）～平成 27 年 6 月 19 日（金）消印有効（E メールは必着）

8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、「草の根育成助成選考委員会」平成 27 年 7 月 13 日開催による審査選考を踏まえ、平成
27 年 8 月上旬に採否結果を通知

9. 選考基準

- ・地域の問題を適切に捉えているか
- ・問題解決のために適切な事業計画となっているか
- ・本事業を進める団体として適切か

- ・継続的に事業を行うための資金計画となっているか
- ・他の地域や団体への波及が考えられるか

10. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書ご提出後、助成金額が確定した後、1 か月以内に団体口座宛に銀行振込み。

【助成事業（医療・福祉分野）】

本事業は、医療・福祉分野において社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、地域社会の福祉増強に寄与することを目的として実施した。また、併せて、地域に潜在する諸問題の解決を目指して活動している諸団体の活動を視察することなどによって、当財団と各活動団体との交流を図り、目的達成の一助となることを目標とした。

結果、「平成 27 年度草の根育成助成」として前年度に助成先として選定した 7 事業の視察、助成金振込、その他これらに付随する業務を行い、目的にかなう助成を実施することができた。

募集期間：平成 27 年 5 月 20 日（月）～6 月 19 日（金）

募集対象者：島しょ部を除く東京都に拠点を有する非営利活動団体（任意団体を含む）

尚、平成 27 年度の助成実施にあつての件数、金額の推移は次のとおりである。

（単位 円）

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付金額
平成 27 年度	10	1,220,000	7	1,072,000	651,000

助成先訪問・視察：今後の助成事業の充実を図る参考とし、当財団との交流を図るために、下記団体を訪問した。

NPO 法人 稲城なごみの家

NPO 法人 言語障害者の社会参加を支援するパートナーの会 和音
コミュニティ・サロン「ほっとスペースさつき」

NPO 法人 V I V I D

NPO 法人 アピユイ

社会福祉法人 飛翔会みどりの森保育園

NPO 法人 きらめきライフ多摩

以上 7 団体

【助成事業（スポーツ分野）】

本事業は、スポーツ分野において社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、地域社会福祉の増強に寄与することを目的として実施した。また、併せて、地域に潜在する諸問題を洗い出す

こと、地域で活動している諸団体と交流することを目標とした。

結果、「平成 27 年度草の根育成助成」として選定した 3 事業に助成金振込、その他それらに付随する業務と 2 事業の視察を行い、これらの活動が地域社会にあつての健康増進や市民スポーツクラブの増強に寄与していることを確認した。

併せて、地域社会の活性化に有用なツールとしてのスポーツの有効性を再確認することが出来たと共に、障がい者スポーツ、マイナースポーツへの関心や支援の不足を印象付けられるものであった。

尚、平成 27 年度の助成実施にあつての件数、金額の推移は次のとおりである。

(単位 円)

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付金額
平成 27 年度	6	1,078,000	3	525,000	208,500

助成先訪問・視察： 今後の助成事業の充実を図る参考とし、当財団との交流を図るために、下記団体を訪問した。

ライフスキル育成協会
調布市ハンドボール連盟

以上 7 団体

「平成 28 年度 草の根育成助成（医療・福祉分野）」概要

また、平成 28 年度助成（医療・福祉分野）の概要は、基本的にはこれまでの概要を踏襲し次のとおりとして、広報、募集、選定を行った。

募集事業：東京都内でおこっている医療・看護・介護・福祉領域固有の、あるいは複数の領域に重なる問題を解決するために取組んでいるプログラム事業。

また、他団体などのモデルケースに成長していくことが期待されるこれらの分野に関わる調査研究事業

(平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間に行われる事業)

(島しょ部を除く東京都で行われる事業)

募集期間：平成 28 年 5 月 20 日（金）～6 月 20 日（月）

募集対象者：島しょ部を除く東京都に拠点を有する非営利活動団体（任意団体を含む）

助成限度額：50 万円

選考基準：

- ①地域の問題を適切に捉えているか
- ②問題解決のために適切な事業計画となっているか
- ③継続的に事業を行うための資金計画となっているか
- ④本事業を進める団体として適切か
- ⑤他の地域や団体への波及が考えられるか

申請及び採択件数：

(単位 円)

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付予定金額
平成 28 年度	10	1,954,000	7	1,414,000	1,414,000

「平成 28 年度 草の根育成助成 (スポーツ分野)」概要

また、平成 28 年度助成 (スポーツ分野) の概要は、基本的にはこれまでの概要を踏襲し次のとおりとして、広報、募集、選定を行った。

募集事業：東京都内でおこなっている医療・看護・介護・福祉領域固有の、あるいは複数の領域に重なる問題を解決するために取り組んでいるプログラム事業。

また、他団体などのモデルケースに成長していくことが期待されるこれらの分野に関わる調査研究事業 (平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間に行われる事業)

(島しょ部を除く東京都で行われる事業)

募集期間：平成 28 年 5 月 20 日 (金) ～6 月 20 日 (月)

募集対象者：島しょ部を除く東京都に拠点を有する非営利活動団体 (任意団体を含む)

助成限度額：50 万円

選考基準：

- ① 地域の問題を適切に捉えているか
- ② 問題解決のために適切な事業計画となっているか
- ③ 継続的に事業を行うための資金計画となっているか
- ④ 本事業を進める団体として適切か
- ⑤ 他の地域や団体への波及が考えられるか

申請及び採択件数：

(単位 円)

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付予定金額
平成 28 年度	9	2,583,000	3	673,000	673,000

選考結果過程：

28 年度草の根育成助成の選考に当たっては、申請案件のうちに 10 年以上継続して実施されている事業に対する助成申請があった。これに対して、最上位の採点結果となったものの従来の選考基準では助成金の対象としては不採択であったが、その申請内容を選考委員会で吟味、検討した結果、従来の助成金による支援とは別枠の物品支給(寄付)による支援を、28 年度事業計画に盛り込むことが提案され、9 月 15 日の理事会にて審議した結果、これを実施することとした。また、平成 29 年度草の根育成助成の募集要項見直し作業に着手することとなった。

【詳細報告～報告交流会事業】

本事業は、平成 27 年度から実施した。その概要は、次の通りである。

- 事業名： 第 1 回 草の根育成助成報告・交流会
目的： 東京都内で活動する諸団体の関係諸氏同士が、それぞれの成果と課題を通して次の事業を展開するために有用な意見交換を行い、地域課題解決の糸口を発見すること。
日時： 2016 年 5 月 14 日(土) 13 時 30 分～16 時 30 分 事業成果報告会
16 時 50 分～ 交流会
報告会場所： 〒183-0056 東京都府中市寿町 1-5-1 府中駅北第 2 庁舎 6 階
多摩交流センター 第 3 会議室 (全館禁煙)
定員： 30 人 (先着順により定員になり次第締め切り)

プログラム概要

○成果報告 4 ないし 5 団体の事業成果報告 質疑応答

- コメンテーター 早川武彦 一橋大学名誉教授 当財団理事
新津ふみ子 日本社会事業大学専門職大学院客員教授
NPO 法人メイアイヘルプユエ代表理事 当財団理事

○交流会 京王線府中駅近辺 参加費 1,000 円。

プログラムについて

案内送付と基本的な流れ

今回の事業成果報告・交流会は、2011 年度から 2015 年度(現在進行)までに当財団の「草の根事業育成助成」を利用していただいた団体すべてにご案内した。発表者については、当財団からご依頼するという方法も考えられたが、ここは初めての企画でもあり、まず皆さんからの発表希望のご意向をうかがうこととした。

参加者決定

円卓形式で少人数の意見交流会を考え、会場の制限もあり定員 30 人で先着順とした。

参加申し込み受付

- 参加資格 1, 「草の根事業育成助成」を 2011 年度から 2015 年度の間に利用した団体の役員・職員。
2, 各団体からの参加者は 2 人まで。

申込方法 FAX 050-3488-4822、E-mail 添付 info@kusanoneikusei.net

受け付け締め切り 2 月 15 日(月)

事業成果報告発題者の選考 参加連絡書に記載された参加区分可否に従い事務局で選考後、選考対象者および発題者には 3 月上旬に連絡した。

発表までの準備依頼

発表時間 1 題 20 分とし、各 12 分発表と質疑 8 分を予定

発表形式 パワーポイントによるプレゼンテーション

- ・パワーポイントは、タイトルスライドを含めて概ね 12 枚程度で作成。
- ・事業規模と助成金額はスライド上に明記。

報告・交流会

第 1 回草の根育成助成が実施された平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間に助成を行った 70 事業 51 団体へ、この企画を 郵送連絡し、13 団体からの参加申し込みがあった。参加申し込みにあたって「この機会にそれぞれ の事業報告をしたい」という団体を募ったところ、参加団体のうち 5 団体から成果報告希望があり、その 報告を軸に、この会を進めることができた。参加された助成先団体の前向きで積極的な取り組みと 協力を敬意を表します。 当財団からは、コメンテーターとして 早川武彦 一橋大学名誉教授 当財団理事 新津ふみ子 日本社会事業大学専門職大学院客員教授 NPO 法人メイアイヘルプユー代表理事 当財団理事 が出席し、参加者相互の意見交換に加わりました。 また、その後、「先日は有意義な会となり、大変勉強になりました。数人とメール交換させていただきましたが、皆さん異口同音に貴重な情報経験の場となったと感想を述べておられました。」また「当財団の活動について 大変ありがたく社会的評価も高いとの挨拶もいただきました。」「今回の参加団体・者ともども更なる活 動に向けた取り組みが期待される。」「今後への課題も膨らんできたかと思いました。」という感想と期待 をいただいています。関係者の多大なご協力で実施することができましたことに深謝いたします。ここから、次の展望と計画を開いていきたいと考えます。

報告団体

発表者は次の 5 団体で、内容についてはホームページに掲載している。

1. コミュニティ・サロン「ほっとスペースさつき」小平
2. NPO 法人ワーカーズ・コレクティブちろりん村 西東京
3. こだいら DV 防止ネットワーク 小平
4. NPO 法人 VIVID 新宿
5. NPO 法人稲城なごみの家 稲城

II 事務報告

1. 基本財産

2016 年 9 月 30 日現在における当財団の基本財産は次の通りである。

設立時受入額	3 百万円
合 計	3 百万円

2. 役員

代表理事	長谷 方人
理 事	早川 武彦
理 事	新津 ふみ子
監 事	成田 創史

平成 28 年 9 月 30 日現在 計 4 名

3. 評議員

三枝 好幸	桜町病院ホスピス科部長
白井 久明	弁護士
加藤 智弘	株式会社ティー・エム・ケー 取締役営業本部長

平成 28 年 9 月 30 日現在 計 3 名

4. 理事会等

平成 27 年度における理事会は書面及び電磁的記録を含めて、次のとおり 4 回実施し、代表理事の理事会への報告は平成 28 年 4 月に書面による報告を行った。

第 14 回理事会

- ・日時：平成 27 年 10 月 1 日午前 10 時 45 分
- ・場所：ケアタウン小平 2 階 主たる事務所会議室(書面及び電磁的記録による同意)
- ・内容：第 1 号議案 代表理事選定の件

第 15 回理事会

- ・日時：平成 27 年 11 月 6 日
- ・場所：市ヶ谷安田ビル 7 階会議室
- ・内容：第 1 号議案 第 5 期事業報告及び決算の件

第 16 回理事会

- ・日時：平成 28 年 5 月 14 日午前 11 時 00 分
- ・場所：府中グリーンプラザ
- ・内容：第 1 号議案 役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程の件
第 2 号議案 特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針及び取扱規程の件

第 17 回理事会

- ・日時：平成 28 年 9 月 15 日 10 時 00 分
- ・場所：市ヶ谷安田ビル 7 階会議室
- ・内容：第 1 号議案 平成 28 年度(第 7 期)事業計画、資金調達及び設備投資見込みの件
第 2 号議案 平成 28 年度収支予算の件
第 3 号議案 資産運用規定の改訂及び寄附金管理規程の件
第 4 号議案 役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程の件

5. 評議員会

平成 27 年度における評議員会は次のとおり 2 回実施した。

臨時評議員会

- ・日時：平成 27 年 10 月 1 日（日）
- ・場所：ケアタウン小平 2 階 主たる事務所会議室(書面及び電磁的記録による同意)
- ・内容：第 1 号議案 評議員 1 名選任の件 白井久明を評議員に選任
第 2 号議案 理事 1 名選任の件 長谷方人を理事に選任

第 5 回定時評議員会

- ・日時：平成 27 年 11 月 6 日（金） 10 時 30 分
- ・場所：市ヶ谷安田ビル 7 階会議室
- ・内容：第 1 号議案 平成 26 年度事業報告及び決算の件
当該提案について、平成 27 年 11 月 24 日に評議員の全員から書面による同意の意思表示を得て、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

6. 監査の実施

監事監査

- ・日時：平成 27 年 11 月 2 日（月） 11 時 00 分
- ・場所：公益財団法人草の根事業育成財団 事務室
- ・監事：成田創史
- ・内容：第 5 期事業報告、決算（財務諸表）、収支計算、帳簿、伝票等の監査

7. 登記事項

平成 27 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

8. 東京都の立入検査

平成 28 年 4 月 28 日付で東京都公益認定等審議会から「組織運営及び事業活動の状況に関する立入検査の実施について」の通知があり、平成 28 年 6 月 21 日を検査日として平成 26 年度末時点についての状況の立ち入り検査が実施された。その後、平成 28 年 8 月 10 日付で 東京都生活文化局都民生活部から「組織運営及び事業活動の状況に関する立入検査の結果について」(通知)があり、次の 8 点が指摘され、特記事項として速やかな書類の提出とできる限り早期の改善の通知を受けた。

- ① 助成金事業の選考過程に係る議事録について、不採択の理由等の記載が一部不十分でした。
- ② 役員の欠格事由に該当しないこと及び親族等関係者が3分の1を超えないかの確認が行われていませんでした。
- ③ 代表理事の理事会への職務執行状況の報告が行われていませんでした。
- ④ 評議員会開催に係る理事会決議がされていませんでした。
- ⑤ 理事会及び評議員会の決議の省略手続きについて、提案書が決議の省略でなく欠席時の扱いを示すもの、同意書が議案ごとの決議ではなく一括した決議をとっているなどの不適切な点が見られました。
- ⑥ 監事について、全ての理事会に出席していませんでした。
- ⑦ 印章に係る規程や個人情報の管理に係る規程が作成されていませんでした。
- ⑧ 役員等報酬規程の変更届が未提出でした。

上記について、平成 27 年度にあっては選考委員会議事録の整備、代表理事の理事会への職務執行状況の報告、理事会決議事項の議事録整備、監事の理事会出席に取り組み、事務局業務の整備を実行した。また、⑧については平成 28 年 6 月 1 日に規程第 8 号として発効したが、再度の見直しを必要として第 17 回理事会での決議を経て、平成 28 年度定時評議員会にて改定審議を行う予定である。

以上